

新潟家庭裁判所委員会(第13回)議事概要

新潟家庭裁判所委員会

第1 日程等

1 日時

平成21年12月8日(火)午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

新潟家庭裁判所大会議室

3 出欠状況

委員の出欠状況は、別紙のとおり

4 傍聴者

新潟日報記者1人

第2 議事

1 子どもの監護をめぐる紛争における家庭裁判所の役割(DVD視聴)

意見交換に先立ち、子の監護に関する処分事件(面接交渉)の当事者用DVDを視聴した。

2 子どもの監護をめぐる紛争における家庭裁判所の役割(意見交換)

(委員長)

DVDの感想等を聞かせてください。

(学識経験者委員D)

日々の精神医療の中でこのようなケースは非常に増えてきていますし、もっと深刻、残酷なケースが多くあると思いました。ですから、このような教科書的なモデルを実際の調停でお使いになって、本当にうまくいくのかどうかという感想を持ちました。また、面接交渉のとき、問題ある対応と望まし

い対応がありますが、望ましい対応をできるようにするためには、どのような教育や指導をされるのかなと思いました。

(学識経験者委員H)

仕事上で離婚調停中の子どもの相談がありますが、DVDに出てきた子どものようにわかりやすい形で表現してくれる子どもは少なく、もう少し屈折した形で、様々な問題行動という形で出てくる子どもが多いとの感想を持ちながら見ていました。たまにあるのですが、離婚調停中の夫婦のうち、同居していない親から、同居している親が子どもを虐待しているとの通報を受けることがあります。その調査を進めると軽いネグレクトのような状態に置かれている子どもであると認められることがあるのですが、通報側にその状態を明らかにしていいのかどうか、また、そのような事実を調停等の場で自分にとって有利な材料として利用されるのではないかということが気になっているところではあります。

(学識経験者委員E)

最近、学校において暴力事件の件数が増加しており、また、新潟県内の件数は全国に比べ多くなっています。その背景に離婚件数の増加があるとしたら大変だなと思いながら見ていました。

(法曹委員J)

離婚調停で面接交渉を決めても、子どもにほとんど会わせてもらえないケースが多いです。父側の不満で一番大きなものは、子どもに会わせてもらえないのに養育料をきちんと支払うよう求められるということですが、真面目に払っていても、母側から「子どもの都合」を理由に会わせてもらえないこともあり、このようなケースをどのように解決したらいいのかが悩みです。そのような場合には、再び調停の申立てを行い、調停手続の中で、裁判所から面接交渉をきちんとレクチャー等していただかない限り、うまくいかないのではないかと感じています。

リストラをされて養育料を払えないというケースも多くあり、養育料を払ってもらえない側からの相談を受けた場合、家庭裁判所の履行勧告を求めるよう勧めることがあります。履行勧告の効果について聞かせてください。

(裁判所出席者)

データがないので何とも言えませんが、裁判所としては履行を確保するためにいろいろな働きかけをしています。また、養育料の支払いが本当に厳しいのであれば、減額の申立てという方法があることを伝えることもあります。

(法曹委員 J)

実際には、調停で決めても払ってもらえない、会わせてもらえないという問題があります。

(委員長)

調停で、決めたことを守ってもらうための工夫等があれば聞かせてください。

(学識経験者委員 G)

面接交渉と養育料はリンクしているような気がします。気持ちよく面接交渉が行われたり、養育料の支払いがされていけば、比較的うまくいくと思いますが、調停時には、決めた後のことはわかりませんから、決める際、どうして養育料を払わなければならないのかといったことや、払える範囲でいいからといったことなどを説明しながら、内容を決めるようにしています。調停でいつも思うのは、子どもと親の関係についての考え方が、時代によって変化してきているということです。そのような中で、母親にとって子どもは自分の体の一部であるという感覚があることやその行動等が元になって、父親が母親に対して不信感を抱いた場合、その不信感を調停で取り去ることは非常に難しいですし、また、子どもとの面接交渉を、自分の主張を通すための道具として利用する人もいるので難しいです。

(委員長)

当事者にDVDを見てもらうことによって、当事者間の調整や面接交渉がうまくいったケースがあれば紹介してください。

(裁判所出席者)

夫婦間の紛争や相互の不信感がそれほど深くない事案で、他にはそれほど争っているところがないようなケースでは、二、三回目の調停時にDVDを見てもらうことにより、父親と母親のそれぞれが自分の行動等を振り返り、その中で、子どものためにはどうしたらいいのかということ話し合ひましよう、という風につながっていくケースはあります。

(学識経験者委員D)

若い人の離婚が増えてきているということは、ちょっとしたことにも耐えることができず、すぐに調停を申し立てるケースが多くなってきているということでしょうか。

(法曹委員K)

今の若い人には相談できる人が身近にいないということもあって、調停を利用しているケースもあるのではないかと思います。また、若い夫婦の場合にはコミュニケーション能力が乏しい人もいて、自分が感じたことをうまく言葉で表現できない面も見られますが、そのような場合には、調停委員や家庭裁判所調査官に話を聞いてもらい、考えていること等を相手に伝えてもらうなどして、互いの理解が得られるようにしています。

(学識経験者委員F)

離婚調停の件数は増えているのでしょうか。

(裁判所出席者)

激増しているということはありませんが、全国的に見て徐々に増えています。

(法曹委員J)

日本のように公的機関が関与しないで、簡単に離婚できる法制は世界的にも珍しく、もっと裁判所が関与し、離婚をきちんと決めていく中で条件についても決めるということが、望ましい姿ではないかと感じています。子どもの養育のことなど何も決めずに離婚して、その後どうしていいのかわからないまま放置されている人たちは非常に多くいますし、裁判所で面接交渉や養育料の話をしているのは、その中のごくわずかな人たちで、圧倒的に多くの人たちは何も決めていないために、ただ困っているというのが実態ではないかと思います。

(学識経験者委員D)

調停で面接交渉を決めたにも関わらず、子どもに会わせてもらえないケースがありますが、それを強制的に守らせる方法はあるのでしょうか。

(法曹委員K)

調停で決めた面接交渉の内容を守らないということは、約束に違反してい

ることになります。ただ、それによって法的にどのような効果が生じるかということとは別の問題で、子どもに会わせなかったからといって、その状態が直ちに違法になるということではないと思います。現行制度では、子どもと会わせない場合に、過料の制裁を課すとか、罰金を払わせるということではできません。約束を守らない場合は、履行勧告や再調停申立てといった手続が考えられますが、子どもに会わせてもらえないことで精神的な苦痛を受けたとして損害賠償請求の民事裁判を起こすことなどで、精神的に負荷をかけて、履行を促していくこともあると思われます。強制執行についていえば、現行法下で、間接強制を認めた審判例がありますが、そこまでできるかどうかは、実施の方法等を決めた調停条項の内容にも関わってくるかと思われる。

(学識経験者委員D)

調停で面接交渉を決めても、一方の親の都合で子どもに会わせない場合がありますが、両方の親が子どもに会ってそれぞれの愛情を注ぐことができるようにするためにはどうしたらよいのでしょうか。

(委員長)

法律を離れると、離婚後の共同親権という考え方があります。日本の法律では、離婚後は単独親権ですが、欧米では、離婚後も共同親権が一般的であると言われています。単独親権と共同親権とでは面接交渉も変わってくるかもしれません。

(学識経験者委員G)

私がアメリカに住んでいたころの知り合いのことですが、離婚後の共同親権を有している両親のところを子どもが1週間ごとに行き来するというケースを見ました。そのときは、子どもに安定した暮らしを与えず、親の気持ちを優先させるばかりに子どもが犠牲になっているのではないかと思い、心を痛めました。先日、三十数年ぶりにそのころの知り合いに会って、その子どものこと等について話したところ、私が心配していたようなことはなく、子どもはちゃんと育っているし、また、子どもが行き来することによって、両親の争いがなくなったということを知りました。

(学識経験者委員D)

調停で面接交渉について決めたのであれば、できればスムーズに会うことができると思います。

(学識経験者委員F)

裁判所で決めたところで、何がどう変わるのかという気がしますし、限界があるようにも思います。

(学識経験者委員B)

夫婦間の紛争の一番の悲劇は、紛争の中心に子どもが立たされてしまうことであり、両親は子どもを中心に考えてほしいというメッセージが伝わってきた点で、今回のDVDはよかったと思います。ただ、親子関係の変遷や権利意識の変遷などがある中で、当事者にこのDVDを見せるタイミングがとても難しいのではないかと感じました。

(法曹委員J)

学校の問題ですが、母親が子どもを一方向的に連れて行って、子どもに会わせないといったことや、更には黙って転居したために、父親が学校に問い合わせても転校先を教えてもらえないといったこともあります。別居期間中であっても、一方がかたくなな態度や対応をとると、さまざまな感情的な対立等が出てくるので、学校教育のことをとってみても、父親の意見はきちんと聞くべきだと思います。

(学識経験者委員A)

子どものことを大事にしている良いDVDだと思いましたが、調停をしている夫婦は様々な問題や苦勞を抱えていて、こんなにきれいには行かないのではないかという点で、良くでき過ぎているとも思いました。また、親権者や養育料等、調停の内容を決める上での苦勞をもっと聞きたいとも思いました。

(法曹委員J)

先ほどのDVDは、離婚調停の当事者ではなくて、少し問題を抱えた離婚の一手手前の人たちに効果的かと思います。また、これから親になる人たちに対して、実際に離婚に直面したときにどのように考えなければならないかということを教育するためのものとして使うこともいいのではないかと思います。

(学識経験者委員D)

離婚防止のための相談事業や離婚について悩んでいる人のカウンセリングといった中でこのようなDVDを見ていただくこともよいと思いますし、教育機関でも利用できると思います。

(学識経験者委員E)

DVDを見たことにより、子どものためにやり直したり、軌道修正するケースはあるのですか。

(裁判所出席者)

そのようなケースもあると思います。

(学識経験者委員E)

親が子どものことを一番に考えて、DVDのような望ましい姿のように気持ちを切り換えていけば、子どもを中心とした幸せな家庭が再び築けるかもしれないという気付きを両親に促すという役割が家庭裁判所に期待されていると考えることはできないでしょうか。そのような意味で、新たな社会的役割を家庭裁判所に期待したいと思いました。

(学識経験者委員C)

問題を起こした子どもの家庭を見て感じたことは、早く親が子どもの気持ちに気付いて対応を変えてもらいたいということです。親にそのことを気付かせるためにどこがその役割を果たすのかという問題がありますが、家庭裁判所がそのことを親に伝えてもらいたいと思います。

3 次回の話題事項

(委員長)

次回の話題事項については、協議の上、「家庭裁判所と学校教育との関わり（非行少年についての家庭裁判所の関わり）」、「少年の更生に向けた民間人及び社会資源の活用について」及び「平成20年改正少年法の施行状況について」に決定

第3 次回期日

平成22年6月22日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

(別紙)

家庭裁判所委員会出席者及び欠席者

1 委員

(1) 出席者

委員長	山 口 博
学識経験者委員	稲 田 裕 之
同	小 田 敏 三
同	金 子 孝 子
同	川 室 優
同	鬼 嶋 正 之
同	鶴 木 秀 司
同	中 島 信 子
同	樋 口 悦 子
法曹委員	石 井 壯 治
同	土 屋 俊 幸
同	廣 田 泰 士

(2) 欠席者

学識経験者委員	稲 荷 善 之
同	臼 杵 圭 一
同	南 方 暁

2 委員以外の裁判所の出席者

首席家庭裁判所調査官	原 茂 敏
家事首席書記官	古 瀬 光 彰
少年首席書記官	金 子 いさを
次席家庭裁判所調査官	宇 梶 和 子
同	金 子 隆 男
事務局長	有 竹 茂 一
事務局次長	工 藤 敏 之